## (参考) 遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、 次のとおりです。

(注) 1 相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の

	人の選任	を受けなけ	ければなら	っないは	場合が	ぶありま	きす。			判所においてその未成 けた印を使用してくた	
(4) (3) (2) (1)	三相	(3) (2	2) (1)	二相	(6)	(5) (4)			-	定人人所しがの一被	 遺 産
洋画○○作「風景」ほか四点 (注画○○作「風景」ほか四点 (注述会社朝日商店の株式 四万株	相続人朝日次郎が取得する財産	一八百万円	○○根亍○○友占の皮目売人明日太邓呂覧の定明頁を株式会社朝日商店の株式 四万五千株	相続人朝日一郎が取得する財産		株式会社〇〇製作所の株式 壱千五百株〇〇電力株式会社の株式 壱千株	右居宅内にある家財一式木造瓦葺平屋建善居宅・床面積九拾九平方メートル右同所同番地・家屋番号八番		相続人朝日花子が取得する財産	<b>正した。</b> 人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決入の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続所 武蔵野市南北町四丁目八番地)の遺産については、同被相続人朝日太郎(平成二十九年一月二十三日死亡 住被相続人朝日太郎(平成二十九年一月二十三日死亡 住	分割協議書
国分寺市東西町五丁目六番地	朝日次郎の特別代理人三鷹市上下弐丁目五番地	武蔵野市南北町四丁目八番地	武蔵野市南北町四丁目八番地		武蔵野市南北町四丁目八番地	平成二十九年五月六日	これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、	○○銀行○○支店からの借入金	五 相続人朝日一郎は、被相続人胡	(4)(3)(2) ○○社債 券面額 六百万円 (2) ○○社債 券面額 六百万円 宅地 八拾九平方メートル 国分寺市東西町五丁目六番	四 相続人夏野春子が取得する財産
相 続 人	別代 理人	相 続 人	相 続 人	相続人			左に各自産分割の協	金	被相続人朝日太郎の次の債務を継承する	: 円 <i>ル</i>	<b>性</b>
夏野	山 野	朝口	朝口	朝日			署名地		: 次 の <del>虐</del>		
野     春	太	日次	日 一	日 花			加かり		務を		
子	郎	郎	郎	子			るた。の		継承		
印	印		印	印			で、		する		